

下 関 市 監 査 委 員 公 表 第 5 号  
令和8年(2026年)3月24日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項前段の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置の通知があったので、同項後段の規定により次のとおり公表する。

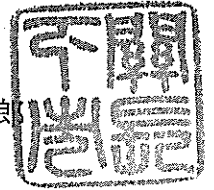
下関市監査委員	今	井	弘	文
同	秋	森	和	也
同	戸	澤	昭	夫
同	井	川	典	子

下 総 第 1 6 2 号

令和8年(2026年)3月18日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 戸 澤 昭 夫 様  
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎



令和6年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置の通知  
について

令和7年3月24日に包括外部監査人から報告のあった令和6年度包括外部監査（「観光振興と観光に関連する施策及び事業の財務事務の執行について」）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき通知いたします。

## 令和6年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 「観光振興と観光に関連する施策及び事業の財務事務の執行について」
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項に規定する監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び地方自治法第252条の38第2項に規定する「意見」に対する措置 次の表のとおり

なお、区分の欄に記載する記号の意味は、「①＝措置を講じたもの」、「②＝措置を講じていないもの」となっています。  
「②」については、措置を講じた後に、改めて報告します。

ページ数	監査の結果及び意見（項目）	区分	措置内容又は進捗状況等
総論1 (P28-29、 43-44)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見</span> 下関市補助金ガイドラインの厳格な運用について	①	(観光政策課) 補助率が2分の1を超える補助金について、本市の補助率の目標を設定し、補助率逡減に向けた取組の検討記録を残すこととした。
総論2 (P29、44)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見</span> 負担金（及び補助金）を処理する場合の手續について	①	(観光政策課) 負担手續については下関市会計規則で定められた方法で適正に処理を行う。 下関市準公金取扱要綱に基づき、事務及び財務処理手續を定めた。
総論3 (P29、44)	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見</span> アスベスト除去作業が発生すると思慮される案件について	①	(観光施設課) アスベスト除去作業が発生すると思慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、当該調査結果に基づき、設計をするよう適正な事務処理に努めることとした。

<p>個別事案 1 (P30、45)</p>	<p><b>意見</b> 下関市職員の寄付金の予算化について</p>	<p>①</p>	<p>(観光政策課) 市職員の寄附金を予算化していた団体へ、市職員の寄附金を予算化しないよう意見し、令和7年度から、市職員の寄附金の予算化を取りやめた。</p>
<p>個別事案 2 (P30-31、46-47)</p>	<p><b>指摘</b> 実績報告内容（収支決算書）の精査について</p>	<p>①</p>	<p>(観光政策課) 令和6年度の収支決算書の精査を行い、一般の会計原則に従ったものへと修正させ、今後提出いただく収支決算書についても、一般の会計原則に従ったものを提出するよう指導した。</p>
<p>個別事案 3 (P31、46-47)</p>	<p><b>指摘</b> 補助金交付必要性の抜本的見直しについて</p>	<p>①</p>	<p>(観光政策課) 海峡花火大会は海峡花火大会実行委員会が担っており、下関21世紀協会とは別の目的を持った組織であることから、海峡花火大会実行委員会の収支決算書について毎年度精査を確実にし、海峡花火大会に係る最低限必要な支援を行うこととした。</p>
<p>個別事案 4 (P31、48-49)</p>	<p><b>意見</b> 吉田観光協会の事務局の運営及び自主財源の確保について</p>	<p>①</p>	<p>(観光政策課) 運営のあり方について見直しを模索し、下関観光コンベンション協会や下関商工会議所に事務局の引受けを打診したが、困難とのことだった。引き続き、事務局を引き受けてもらえる団体を模索するとともに、自主財源の確保について毎年検討し、その記録を残すこととした。</p>
<p>個別事案 5 (P31、50-51)</p>	<p><b>意見</b> 自主財源の増加と補助率改善について</p>	<p>①</p>	<p>(観光政策課) しものせき観光キャンペーン実行委員会に自主財源の増加を要請し、補助率の改善を求めた。</p>

個別事案 6 (P31-32、 51-52)	<b>意見</b> 正確な効果測定の実施について	①	(観光政策課) すでに終了した事業であるため、今後同様の事業があった場合は、正確な効果測定の実施に努めることとする。
個別事案 7 (P32、52-53)	<b>意見</b> 補助金処理の事務局について	①	(観光政策課) 現在は補助金を支出していない事業であるが、今後同様の事業があった場合、補助金交付申請時に、申請書の記載に誤りがないか確認することとした。
個別事案 8 (P32、53-56)	<b>意見</b> 負担金の負担割合等について規約や約款等での記載について	①	(観光政策課) 関門海峡観光推進協議会の規約改正を行い、総会で負担金額を議決することとした。
個別事案 9 (P32、58-59)	<b>意見</b> アスベスト除去作業が発生すると思慮される案件について	①	(観光施設課) アスベスト除去作業が発生すると思慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、当該調査結果に基づき、設計をするよう適正な事務処理に努めることとした。
個別事案 10 (P33、60)	<b>指摘</b> 請求書の提出の遅れについて	①	(観光施設課) 今回の指摘を受け、請求書の提出漏れがないよう予算の残額を確認する等、適正な事務処理に努めることとした。
個別事案 11 (P33、61)	<b>指摘</b> 「就業報告書」の確認印について	①	(観光施設課) 今回の指摘を受け、当該報告書の押印漏れがないよう確認を行うことを徹底した。
個別事案 12 (P33、65)	<b>指摘</b> 予定価格が 499,999 円の随意契約について	①	(観光施設課) 左記の予定価格の積算については適正になされたものと判断しているが、今回の指摘も含め、今後、予定価格について同様な事案が発生した場合、再度、複数人で

			その積算基礎（金額、数量等）を精査し、その適正さを証明することとした。
個別事案 1 3 (P33、68-69)	<b>意見</b> アスベスト除去作業が発生すると思慮される案件について	①	(観光施設課) アスベスト除去作業が発生すると思慮される建築物等の改修工事においては、事前にアスベスト調査を行い、当該調査結果に基づき、設計をするよう適正な事務処理に努めることとした。
個別事案 1 4 (P34、76-78)	<b>意見</b> 適正な指定管理料の積算について(経済性)	①	(豊北総合支所地域政策課) 当該施設の稼働状況が低い原因としては、新型コロナウイルス感染症からの回復期であること、J R 山陰本線の不通に伴うことなどの、外的な不可抗力によるものである。令和7年度中にJ R 山陰本線は復旧すること、令和8年度には山口県において大型の観光キャンペーンである「デスティネーションキャンペーン」が開催されることなどから、稼働状況は改善する見込みがあること、また、施設の設置目的は、市民が自然環境を体験し、学習できる場の提供及び体験型観光を促進し、角島における交流人口の増加を図ることであり、隣接する「しおかぜの里角島」と連携を図り、効果的なPRによる誘客促進に努めていることから、事業は存続する必要があるものと判断し、引き続き事業を行っていくこととした。
個別事案 1 5 (P34、79-80)	<b>意見</b> モニタリングレポートのチェックシートの検討について	①	(豊北総合支所地域政策課) 適正にモニタリングを行い、事業継続に支障がないことは確認していたが、チェックシートへの記載が漏れている項目があったことから、前年踏襲ではなく、実態に即した評価をチェックシートに記載することとした。

<p>個別事案 1 6 (P34-35、 82-83)</p>	<p><b>意見</b> 豊北町観光協会の運営の在り方及び補助金の自主財 源確保について</p>	<p>① (豊北総合支所地域政策課) 外部団体の引受先の協議等を引き続き行いながら、地 域政策課直営での運営を含め、適切な運営方法を模索す るとともに、運営を行うため自主財源の確保を含めた補 助金の目的や主旨等を改めて理事会で説明を行った。</p>
<p>個別事案 1 7 (P35、88)</p>	<p><b>指摘</b> 証憑類の照合について</p>	<p>① (豊浦総合支所地域政策課) 補助金交付対象者に聞き取りを行い、一部、領収書に 収入印紙の貼付が不要なものもありましたが、それ以外 のものについては貼付を失念していたことを確認した ため、適正に会計処理を行うよう指導した。 今後、補助金を交付するにあたり収支決算書類を確認 する際には、証憑類との照合を行い、適正に処理されて いることを確認することとし、補助金の成果の検証につ いて、適正に事務処理を行うよう努めることとした。</p>
<p>個別事案 1 8 (P35-36、90)</p>	<p><b>意見</b> ポータルサイトの制作目的に合致した効果測定につ いて</p>	<p>① (豊浦総合支所地域政策課) すでに終了した事業であるため、今後同様の事業があ った場合は、ご意見のとおり「交流人口・関係人口・定 住人口の増加」を計る指標及びサイトへのアクセス数等 複数の指標で効果を測定することとする。</p>
<p>個別事案 1 9 (P36、91)</p>	<p><b>意見</b> 一者随意契約の慎重な検討について</p>	<p>① (豊浦総合支所地域政策課) 関係法令、随意契約ガイドラインに沿って一者随契を 行ったものでありますが、今後、同様の随意契約を行う 場合は、特殊性のみならず公正性、透明性の観点からも 検討した旨を言及することとした。</p>
<p>個別事案 2 0 (P36、92)</p>	<p><b>意見</b> 菊川町観光協会の運営の在り方について</p>	<p>① (菊川総合支所地域政策課) 引受先の候補となる外部団体と協議等を行いながら、 適切な運営方法を模索するとともに、菊川町観光協会が 自立した運営を行うために、自主財源の確保を含め補助 金の目的や主旨等を観光協会役員会等で説明を行った。</p>

<p>個別事案 2 1 (P36-37、 93-94)</p>	<p><b>意見</b> 入札参加者数増加に向けた取組みについて</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) 地元企業優先の観点から住所要件を取り入れており、入札者がなかった場合については、その要件を拡大することとしている。入札参加者数は住所要件に影響しているわけではなく、入札時期等も影響している可能性がありますので、入札を執行する際は、入札条件、入札時期等について、競争原理が働くような執行ができるよう努めることとする。</p>
<p>個別事案 2 2 (P37、94-95)</p>	<p><b>意見</b> プロポーザル審査委員会の委員構成について</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) 今後、プロポーザル審査委員会を開催する場合は、ガイドラインにのっとり、適切な人数の外部委員による構成にて委員会を開催することとした。</p>
<p>個別事案 2 3 (P37、95-96)</p>	<p><b>指摘</b> 再委託手続の合規性について</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) 再委託の手続について、契約書の規定に基づき、書面による承認を行うよう、適切な事務処理に努めることとした。</p>
<p>個別事案 2 4 (P38、98)</p>	<p><b>意見</b> 業務等委託検査調書の記載について</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) 検査調書への記載について、検査結果だけでなく、履行状況の確認結果を記載することとした。</p>
<p>個別事案 2 5 (P38、99)</p>	<p><b>意見</b> 業務等委託検査調書の記載について</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) 検査調書への記載について、検査結果だけでなく、履行状況の確認結果を記載することとした。</p>
<p>個別事案 2 6 (P38-39、 100-101)</p>	<p><b>意見</b> 業務等委託検査調書の記載について</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) 検査調書への記載について、検査結果だけでなく、履行状況の確認結果を記載することとした。</p>

<p>個別事案 2 7 (P39、 101-102)</p>	<p><b>意見</b> 業務等委託検査調書の記載について</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) 検査調書への記載について、検査結果だけでなく、履行状況の確認結果を記載することとした。</p>
<p>個別事案 2 8 (P39、 103-105)</p>	<p><b>指摘</b> 再委託手続の合規性について</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) 再委託の手続きについて、契約書の規定に基づき、書面による承認を行うよう、適切な事務処理に努めることとした。</p>
<p>個別事案 2 9 (P40、 103-105)</p>	<p><b>意見</b> 市営宿舍サングリーン菊川の運営について</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) 令和7年度に次期指定管理者を選定し、次期指定管理者とともに、サングリーン菊川の利用率向上に努めていくこととする。</p>
<p>個別事案 3 0 (P40、 107-108)</p>	<p><b>意見</b> 菊川おもてなし実行委員会の運営の在り方について</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) 菊川おもてなし実行委員会については、令和7年度末で解散することとなるが、今後、同様の実行委員会を設置する際は、運営の有り方について、慎重に判断することとする。</p>
<p>個別事案 3 1 (P40、 108-109)</p>	<p><b>意見</b> 履行の確認方法について(合規性、経済性)</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) 翌年度の予算見積の評価を適正に行うために作業時間の把握が必要であると判断したため、作業日報に作業時間を記載することとした。</p>
<p>個別事案 3 2 (P40-41、 108-109)</p>	<p><b>意見</b> 随意契約における見積り合せに係る見積書の徴取について(経済性)</p>	<p>①</p>	<p>(菊川総合支所地域政策課) ご指摘いただいた随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第3号に該当する契約であるため、1者から見積徴取を行い、契約事務を行ったものです。随意契約の手続については、引き続き、関係法等に基づき、適正な事務処理に努めることとする。</p>

<p>個別事案 3 3 (P41、 108-110)</p>	<p><b>意見</b> 適正な予定価格の積算について(経済性)</p>	<p>① (菊川総合支所地域政策課) 実績報告書等の記載内容等の分析・検討を行い、実態に即した明確な根拠に基づく予定価格の積算に努めることとした。</p>
<p>個別事案 3 4 (P41、 110-111)</p>	<p><b>意見</b> 履行の確認方法について(法規性、経済性)</p>	<p>① (菊川総合支所地域政策課) 翌年度の予算見積の評価を適正に行うために作業時間の把握が必要であると判断したため、作業日報に作業時間を記載することとした。</p>
<p>個別事案 3 5 (P41、 111-112)</p>	<p><b>指摘</b> 年度実施計画書の徴取について(法規性)</p>	<p>① (菊川総合支所地域政策課) 委託契約書に記載のある年度実施計画書の徴取については、事業者に対して提出を求め、今年度は年度実施計画書を提出させた。</p>
<p>個別事案 3 6 (P42、 111-112)</p>	<p><b>意見</b> 履行の確認方法について(法規性、経済性)</p>	<p>① (菊川総合支所地域政策課) 契約の履行を確認するための実績報告及び現場写真については、日付けの記載とともに、内容確認を再度徹底するとともに、定期的に清掃現場に出向き確認を行うこととした。</p>
<p>個別事案 3 7 (P42、 111-112)</p>	<p><b>意見</b> 履行の確認方法について(法規性、経済性)</p>	<p>① (菊川総合支所地域政策課) 翌年度の予算見積の評価を適正に行うために作業時間の把握が必要であると判断したため、作業日報に作業時間を記載することとした。</p>
<p>個別事案 3 8 (P42、 111-112)</p>	<p><b>意見</b> 入札参加者数増加に向けた取組みについて(経済性)</p>	<p>① (菊川総合支所地域政策課) 入札の公募については、地元企業優先の観点から住所要件を取り入れており、関係法令、財務事務の手引き等により適正に事務処理をしているが、結果的に1者のみの参加となっている。入札を執行する際は、競争原理の確保に努めることとする。</p>

<p>個別事案 3 9 (P42、 112-113)</p>	<p><b>意見</b> 履行の確認方法について(合規性、経済性)</p>	<p>① (菊川総合支所地域政策課) 翌年度の予算見積の評価を適正に行うために作業時間の把握が必要であると判断したため、作業日報に作業時間を記載することとした。</p>
--	---	--